

法友会 被災者支援 NEWS No.01

自然災害により被害を被った際、役立つ情報をお知らせします。

ここでは主に、罹災証明、給付制度、貸付制度についてお伝えします。

【り災証明】

り災証明とは

災害により住宅が被災した場合、市区町村が調査を行い、被害の程度を区市町村長が証明するものです。給付金や融資、災害義援金の受給、税金、国民健康保険などの支払い猶予や減免、公的利用サービス料の減免、保険金の支払い請求、応急仮設住宅への入居申請、住宅の応急修理などに必要となります。被害程度の区分は国で基準が定められており、一般的には「全壊（全焼・全流出）（損害割合50％以上）」、「大規模半壊（損害割合40％以上50％未満）」「半壊（損害割合20％以上40％未満）」、「半壊に至らない」の4区分で認定が行われます。（()内の割合は損害基準判定による場合。損壊基準判定による場合は数字が異なります。）調査結果に納得がいかない場合は市町村に再調査を申請します。市区町村によって、り災証明書の発行体制が異なります。店舗・事業所のり災証明制度が設けられている場合もありますので、各市区町村にお問い合わせ下さい。り災証明は、申請があれば「遅滞なく」発行することとなっていますが、災害の規模、市区町村の体制等により、発行までの所要日数は異なります。東日本大震災の場合は、り災証明発行日ももっとも早い市町村で発災から7日後、もっとも遅い市町村で発災から48日後でした。熊本地震の場合は、発災から1か月半（2016年5月末）時点で申請件数のうち56％が、2か月半後（同年7月末）時点で95％が発行されたようです。被災後は片づけ前に、被害状況の写真撮影を行っておく方が良いでしょう。

※ なお、り災証明と応急危険度判定とは、別の制度です。

応急危険度判定は、余震等による二次災害を防止するために、応急危険度判定士（行政職員または民間の建築士等）が一定の基準に基づき、建物の傾き、構造物の落下、地盤沈下などを総合的にみて「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済み（緑）」のステッカーを貼るものです。「危険」の赤紙が貼られているからといって、り災証明が受けられるとは限りません。

※ マンション（区分所有建物）の場合管理組合が、各住戸を代表して、り災証明の申請ができる場合があります。共用部分は、被害を受けた管理組合がり災証明を受けられます。被害の程度の判定は、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定されますが、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合には、住戸ごとに判定されることもあります。

【金銭の給付・支援制度】

金銭の給付・支援 →下記の災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の他に、義援金、見舞金等が配分される場合もあります。

義援金、見舞金等の対象者や金額は、各都道府県の義援金配分委員会や市区町村等によって都度定められます。

災害弔慰金

自然災害により死亡された方の遺族に対して弔慰金が支払われる制度です。

- 実施主体・お問合せ先：市区町村
- 支給対象者：災害により死亡された方の遺族

支給の順位は、1.配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあつた方を含み、事実上離婚したと同様の事情にあつた方を除く。）、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母、6.上記1～5のいずれもが存しない場合に限り、兄弟姉妹（死亡された方の死亡当時その方と同居し、又は生計を同じくしていた方に限る）の順となります。
- 支給額：
 - 生計維持者が死亡された場合　最大500万円
 - 死亡された方が受給申請者の主たる扶養者であること、受給申請者の収入額等の要件があります。
 - その他の者が死亡した場合　最大250万円
 - 災害障害見舞金の支給を受けていた場合は、災害弔慰金の額から支給を受けた災害障害見舞金の額を控除されます。
- 支給時期：市区町村によって異なるようですが、申請から2か月程度としている市町村もあります。

災害障害見舞金

自然災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合に障害見舞金が支払われる制度です。

- 実施主体・お問合せ先：市区町村
- 支給対象者：自然災害により重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
- 支給額　生計維持者が重度の障害を受けた場合は最大250万円、その他の者が重度の障害を受けた場合は最大125万円。
- 支給時期：災害弔慰金と同様と思われます。

被災者生活再建支援金

自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を給付する制度です。

- 実施主体：都道府県
- お問合せ先：市区町村
- 対象世帯：対象災害により、
 - 居住する住宅が全壊した世帯
 - 居住する住宅が半壊し、又は、居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（「大規模半壊世帯」）
- 支給額：以下2つの支援金の合計額となります。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となります。
 - 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）※り災証明書、住民票等が必要
 - 住宅の被害程度が、全壊①・解体②・長期避難③の場合は100万円、大規模半壊④の場合は50万円
 - 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）※契約書等が必要
 - 住宅の再建方法が、建設・購入の場合は200万円、補修の場合は100万円、賃貸（除：公営住宅）の場合は50万円
 - いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、補修する場合は合計で100万円
- 申請期間：災害発生日から、（i）基礎支援金は13か月以内、（ii）加算支援金は37か月以内

【貸付制度】

お金の貸付制度をご紹介します。

☆生活に必要なお金を借りたい→災害援護資金、生活福祉資金制度による貸付

<p>災害援護資金</p> <p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度です。</p> <ul style="list-style-type: none">実施主体・お問合せ先：市区町村 貸付対象：対象災害により、負傷または住居または家財に被害を受けた方（住宅の場合,り災証明書が必要となることがあります） <ul style="list-style-type: none">貸付限度額：①世帯主が1か月以上の負傷の場合 <ul style="list-style-type: none">ア 当該負傷のみ150万円 イ 家財の1/3以上の損害　250万円 ウ 住居の半壊　270万円（350万円） エ 住居の全壊　350万円 ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 <ul style="list-style-type: none">ア 家財の3分の1以上の損害　150万円 イ 住居の半壊　170万円(250万円) ウ 住居の全壊　250万円(350万円) エ 住居の全体が滅失もしくは流失　350万円 <p>（注）被災した住居を建て直す際、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情がある場合は()の額</p> <ul style="list-style-type: none">貸付の条件：所得制限があります。 申請期間：原則として被災した日の翌月から3か月以内 申請から貸付までの期間：市町村により異なります（市町村によっては、1か月程度、5～8週間程度など目安を公表しています。） <p>※ 東日本大震災の場合、申請期間、利率等一部返済の要件に特例が</p>	<p>生活福祉資金制度による貸付</p> <p>-災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付</p> <p>低所得世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用の貸付を行う制度です。</p> <ul style="list-style-type: none">実施主体・お問合せ先　都道府県福祉協議会 貸付対象世帯　低所得者世帯であること等の要件を満たす必要があります。 貸付対象者　原則として生計中心者 <ul style="list-style-type: none">貸付限度額　150万円 申請期間：災害から1か月が目安ですが、個別事情に応じて対応(注) 申請から貸付までの期間：1か月程度(注)（注：東京都福祉協議会運用） <ul style="list-style-type: none">※ 災害援護資金の対象となる世帯は、災害援護資金が優先されます。本資金との併用はできません。 ※ 熊本地震による都内避難者への貸付について、一部返済の要件の特例が設けられました。 <p><参考>生活復興支援資金</p> <p>東日本大震災の発生により、同震災により被災した低所得世帯に対し、生活の復興を支援するために、当面の生活に必要なとなる経費等の貸付を行う制度が設けられました。</p> <ul style="list-style-type: none">実施主体　社会福祉協議会（避難先の地区の社会福祉協議会でも可） 資金の内容 <ol style="list-style-type: none">一時生活支援費（貸付限度額:単身世帯月5万円,複数世帯月20万円以内） 生活再建費（貸付限度額:80万円以内） 住宅補修費（貸付限度額:250万円以内。震災発生時に居住していた
---	---

☆住宅の建築等にかかるお金を借りたい→災害復興住宅融資、生活福祉資金制度による貸付

災害復興住宅融資

- 自然災害で被害が生じた住宅の所有者または居住者で、り災証明の交付を受けている方が住宅の建設,購入,補修等を行う場合に受けられる融資です。
- 実施主体・お問合せ先：独立行政法人住宅金融支援機構（お客さまコールセンター0120-086-353）
- 貸付対象者の要件：①自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、り災証明の交付を受けていること、②自身が居住するため、または罹災した親が住むための住宅を建設、購入（新築・リ・ユース（中古））、補修する場合であること等の要件を満たす必要があります。
- 貸付を受けられる住宅について：①住宅の規格、②住宅部分の床面積または専有面積、木造の建物、敷地の権利、③その他、新築住宅購入の場合、リ・ユース住宅購入の場合には、竣工日からの期間、在住などの点について、一定の要件を満たす必要があります。
- 貸付限度額：下記の各所要額の合計額が限度となります。ただし、条件により限度額が変わることがあります。
 - 建設の場合：建設資金1650万円，土地取得資金970万円，整地資金440万円
 - 購入の場合：
 - 新築住宅の場合：2620万円
 - リ・ユースの場合：リ・ユース住宅、リ・ユースマンションの場合2320万円
 - リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションの場合2620万円
 - 補修の場合：補修資金730万円，整地資金440万円または引方移転資金440万円

- 申請期間：原則としてり災日から2年間
- 申請から融資決定までの期間：書類に不備がない場合は早ければ2週間程度です。
 - なお、融資決定後、金銭消費貸借抵当権設定登記契約締結、抵当権設定登記等を経る必要があります。金銭消費貸借契約締結から約1か月後に資金の受け渡しが行われます。

生活福祉資金制度による住宅の補修費等の貸付

低所得者、障害者や要介護者のいる世帯に対する、住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付ける制度です。

- 実施主体・お問合せ先　都道府県福祉協議会
 - 貸付**対象世帯**：低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯のいずれかであること等の要件を満たす必要があります。
 - 貸付対象者：原則として生計中心者
 - 貸付限度額　250万円
 - 申請から貸付までの期間の目安：1か月程度（東京都福祉協議会の運用）
- ※ 熊本地震による都内避難者への貸付について、一部返済の要件の特例が設けられました。

☆企業に対する貸付などの制度について知りたい

- 災害復旧貸付**：災害救助法が適用されるような大規模な災害により直接的な被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、災害復旧のための設備資金及び長期運転資金を融資する制度です。
 - 実施主体・お問合せ先：(株)日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、商工組合中央金庫
- 高度化事業（災害復旧貸付）**：大規模な災害により、既往の高度化資金の貸し付けを受けた事業用資産がり災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合または施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等に対して、高度化資金を貸し付ける制度があります。
 - ※ 高度化事業とは一組合などによる集団化、共同化、協業化などの事業や第三セクターなどが中小企業者を支援する事業など、政策的性の高い事業を対象とするものです。
 - 実施主体：独立行政法人中小企業期間整備機構・都道府県　※お問合せは当道府県担当課へ
- 災害関係保証**：被災中小企業者が金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度があります。
 - 実施主体・お問合せ先：各都道府県の信用保証協会（東京信用保証協会03-3272-2251）